

日 時 平成26年7月5日（土）19:00～21:05

場 所 志津南市民センター多目的室

出席者 (会長)中原 (副会長)松谷、梅田、小野

(町内会長)笠本、杉本、芥川、宮迫、川崎、原田、吉田、中島、松田、中村

(グループ代表)菊地、増尾、藤本 (事務局)妹尾、長谷川

(市民センター)木村、山口

〈敬称略〉

1. 報告・連絡事項

(1) 会長から

①草津市まちづくり協議会連合会役員会(6/26)の協議事項・連絡事項について

i)まちづくり協議会の認定

7月1日に施行された「草津市協働のまちづくり条例」にのっとり、各学区まちづくり協議会を市が認定する。来週に認定申請書を提出して審査後、認定を受けることとなる。8月11日に認定書授与式が予定されている。この認定により、まちづくり協議会の立場が公に担保され、学区を代表する住民組織として認められることとなる。

ii)市民センターの運営

平成29年4月から、指定管理者制度を導入して、市民センターを(仮)地域まちづくりセンターとして、地域に運営が任されることとなる。それまでの約3年弱は、その指定管理者制度導入に向けた準備期間となる。

平成28年1月からの国のマイナンバー制度の導入により、平成28年10月からマイナンバーカードを利用してコンビニなどで諸証明が交付されるようになる。市民センターでの交付は平成29年3月までで、この半年間は周知期間ということである。

今後、草津市まちづくり協議会連合会でも、導入までの諸事項について協議を進める。

iii)湖南広域行政組合火災予防条例の一部改正の概要について

昨年の福知山花火大会会場での火災を教訓に改正されたものである。

主な改正内容は、

- ①屋内外を問わず多数が集まる催しにおいて、火気器具等を使用する場合は、消火器の準備を義務付けた。志津南学区ではふれあい夏まつりがこの催しに該当する。消火器は可燃物から20m以内に配置する必要があると規定されている。
- ②火気器具等を使用する露店等を開設する場合、これにかかる届出を3日前までにしなければならないこととした。ふれあい夏まつりでは、実行委員会が届出している。
- ③露店等が101以上というような大規模な「特定催し」は、防火管理等に関する規定が設けられた。ふれあい夏まつりは該当しない。

②地域支え合い送迎支援活動実施要領の修正について

当実施要領は前回の理事会で承認され制定したが、市社協への提出前に滋賀運輸支局に確認したところ、「協賛金」を利用者からいただくこととなっていて、この「協賛金」も収入とみなされ、道路運送法に抵触するとの指導を受けた。しかし、実費として利用者がガソリン代などを負担する場合は法に触れないということであったので、その指導に基づいて実施要領を修正したい。

現実的には、送迎の運転日誌をつけ、延べ走行距離で均して精算することとする。利用者の負担感の少ないやり方を検討することとした。

修正部分は、実施要領の「1送迎支援活動」の基本の部分で

「2)利用希望者は、事前に利用者登録をし、送迎利用会員(以下、「会員」という。)になり、送迎に必要な燃料費(ガソリン代)の実費を負担するものとする。燃料費の精算は、半年毎に送迎距離に応じた実費精算とする。」と変更する。

【結果】全員了承。

③会則集の配付の費用について

会則集の配付について、配付内容（会則・規則の種類）と配付範囲に関して前回の理事会で議論した結果を踏まえて、印刷部数と配付内容を算定し、2者から見積りを取ったところ、1者が約30万円で、他者の約50万円より安価であったので、この業者に発注する。

なお、学区全体に配付するものは、ファイル代・綴じ込み料を含めて約20万円であり、まちづくり協議会予算から執行する。これについては、あとで議論する地域ふるさとづくり交付金の活用を考えたい。若草・岡本西ブロックと若草地区の分として追加して配付するものは、約10万円であり、若草・岡本西ブロック地区別活動特別会計から執行する。

④防犯灯の設置箇所について

前回の理事会で、追分鴨田町内会の希望箇所とコージーガーデン自治会の希望箇所を申請するということがあったが、前者は、今年度は新幹線の耐震補強工事が予定されているので、来年度に設置できるよう、市危機管理課でJRと詰めていくことになっている。後者は、住宅地区内であることから、補助金を活用して自治会で設置していただきたい。

これに替えて、かがやき通りの調整池側の歩道の大津市との境界付近での設置を申請する。

(2) 各町内会・各グループ・事務局から

①若草二丁目町内会から

- ・市の高齢者緊急通報システムのしくみや内容について、資料が欲しい。
→資料はあるので、提供する。
- ・ゴミを出す時間について、朝6時から8時までとなっているのに、5時ごろから出される方があり、缶・びん類などの時は、音がうるさいということがあがる。どうしたものか。
→ごみ集積所に貼り紙をして、注意を喚起していく必要がある。
- ・若草一丁目からかがやき通りへ出るT字路交差点において、信号待ちの渋滞でかがやき通りへ出られないので、信号を設置してもらえないものか。
→近くの信号との距離が短く、交通制御の面からみて無理。他の対応策がないか、交通防犯委員会とまち協会長で連携して、関係部署に当たることとしたい。

②交通防犯委員会から

例年通り、交通安全防犯絵画コンクールがある。対象は小学生で夏休みに絵を描いてもらうというものだが、詳細は子ども会にも話しているが、町内会役員会でも協力依頼してほしい。

③社会福祉協議会から

- ・「安心のバトン」については、民生委員と福祉委員が各戸説明に回っている。その利用軒数などは集計してお知らせするが、利用者の特定できる情報は外部に出さない。防災・救助等にどのように活かしていくか、具体的方法は今後検討していく。
- ・地域支え合い送迎支援活動については、来週市社協に申請を行い、8月28日に市社協と契約をし、車両を借用する運びとなっている。

2. 審議事項

(1) まちづくり行動計画について

【説明】前回の理事会でまちづくり指標を制定した。これに基づくまちづくり行動計画について、まちづくり指標との整合性も検討して取りまとめた案を提示する。

まちづくり行動計画では、「目的」「めざす姿」「6つの推進分野と目標」を記載している。6つの推進分野とは、①住民による地域自治 ②地域福祉と健康 ③生活環境 ④防災・防犯・交通安全活動 ⑤教育・文化 ⑥ふれあい活動であり、この推進分野ごとに、「推進方針」「実施項目」「実施内容」「平成26年度から29年度までのスケジュール」「担当」を明記している。

この案は、このようなことが考えられるということで提示するものであり、修正等を含めて今後議論・検討いただきたい。

【意見】子ども育成グループ会議で、子ども会と地域協働合校との話は出ている。方向性としては、この案にあるような議論になっている。

【結論】これを基本として議論を進め、まちづくり行動計画として詰めていくこととする。

(2) 地域ふるさとづくり交付金事業について

【説明】前にあがっていた案に追加したものを含めて、9つの事業案に取りまとめた。地域ふるさとづくり交付金が平成27年度までの一時的な交付金であることを考えると、今後のランニングコストに対して市が補助することはないので、ランニングコストが発生するものは、対象外とするしかない。また、市の管理の対象となっているものも、対象外となる。

「公園にかまどベンチを作る」ことについては、自主防災会あるいは自主防災連合会で、必要性を含めて検討していただくという方向でどうかと考える。

夏まつりなどのテントについては、現在4張り不足していることから、毎年志津南小学校から借用している。今回、交付金を活用して購入しても良いのではないかと考える。

会則集の全戸配付については、学区全体に配付するものにかかる費用約20万円を対象として採用したい。

消火ホース等の更新については、先の若草三丁目・四丁目・五丁目町内会における合同防災訓練で、消化ホースの傷みはないことが確認されたが、ノズルが調節型ではないため、ノズルのみ交換することを対象として採用してはどうかと考える。

志津南の歴史の記念誌「志津南の歩み」の製作については、採用してはどうかと考える。追分南3町内会等は最近開発されたが、それまでの状況や写真なども出していただき、それらも盛り込んで一体として進める。この製作については、改めて住民の皆さんに呼びかけ、「志津南の歩み」製作委員会のようなものを立ち上げ、委員を募集することなども必要だと考える。また、進行状況によっては、完成が来年度にずれ込むことも考えられる。

以上の4件「1 テント購入、2 会則集の全戸配付、3 消火ホースのノズル交換、4 記念誌「志津南の歩み」の製作」を採用することを提案したい。金額は合計145万円（単年度限度額150万円）となる。なお、この4件については、市まちづくり協働課に地域ふるさとづくり交付金事業の対象として合致するかどうか確認済みである。また、この地域ふるさとづくり交付金申請とまちづくり協議会認定申請には、「まちづくり指標」と、本日も承いただいた「まちづくり行動計画」を添付するが、「まちづくり行動計画」は今後議論を深めて策定し、その後全戸配付することとしたい。

【質問】記念誌において、追分南町内会はどういう扱いになるか。

【回答】まち協加入について、未だに協議に入っていないので、市に早く進めるよう依頼している。

平成27年4月に加入するとなれば、記念誌製作は来年度にまたがっていくかもしれない。

【結論】地域ふるさとづくり交付金事業としての4件について、全員了承。

以上